

公益財団法人 SMBC グループ財団

2026 年度 子どもの未来助成事業

募集要項

1. 事業の趣旨

日本国内には、さまざまな理由により児童養護施設で生活する子どもたちがおり、施設退所後には進学や就職、住まいの確保など、様々な課題に直面する場合があります。身近に相談できる人や支援を受けられる環境が十分でない中で、自立した生活を求められることも少なくありません。

本事業は、退所後に課題や困難に直面しても、子どもたちが心身の健康と自信を取り戻し、社会的・経済的に自立できるよう支援し、子どもたちの健全な育成に寄与することを目的として、公益財団法人 SMBC グループ財団（以下、「当財団」とします。）が実施します。この趣旨に沿った事業を行う非営利団体を募集します。

2. 助成内容

(1) 2026 年度助成事業の概要

児童養護施設で暮らす子どもたちが、自立に向けてさまざまな課題に直面しながらも、着実に自立に向かうためには、入所中から地域の支援機関や信頼できる大人等ともつながりを築き、退所後も継続的に支援を受けられる環境が必要と考えています。

そのため、2026 年度の助成事業では、**児童養護施設で暮らす子どもたちが入所中から退所後まで切れ目なく支援を受けられる環境づくりにつながる取組**を支援します。

(2) 助成対象となる事業内容

切れ目のない支援として、入所中は、生活スキルの習得、学習支援や進学支援、キャリア形成支援、職業体験等の経験の積み重ねや、多様な大人との接点を通じて、自立に向けた準備を行う取組を想定しています。また、退所後は、住まいの確保や生活相談、進学継続支援、就労支援、職場定着支援等を通じて、子どもたちが孤立することなく社会生活を継続できる、もしくはつまずくことがあっても再度生活を立て直せるよう支援する取組を想定しています。

具体的には以下の 2 つに該当するような事業が対象となります。

① 児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の活用等による継続的な自立支援体制の構築・強化

- ・ 児童養護施設等が、児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の運営体制の整備、支援内容の拡充、専任職員の配置、新規立ち上げ等を通じて、退所後の住まいの提供や生活支援、進学・就労支援等を行う事業（既に児童自立生活援助事業（Ⅱ型）を実施している場合も対象）
- ・ 児童自立生活援助事業（Ⅱ型）を実施する施設（実施しようとしている施設）等に対し、人材育成、研修、運営支援等を行うことで、自立支援体制の充実を図る事業

② 児童養護施設と NPO 等の外部団体による継続的な支援基盤の構築・強化

- ・ 児童養護施設が、これまで関わりのある NPO 等の外部団体との関係性を活かし、入所中から地域の大人とのつながりを育み、子どもたちが退所後も継続して支援を受けられる環境づくりを行う事業
- ・ 既に児童養護施設との継続的な関わりを有する NPO 等の外部団体が、その関係性を活かし、入所中から子どもたちとの関わりを深めるとともに、退所後も継続して支援を提供できる体制づくりを行う事業

(3) 助成金額

① 助成総額：年間上限 3,000 万円

② 助成団体数：最大 6 団体

③ 1 団体当たりの助成金額：

実施事業	助成金額※
①児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の活用等 による継続的な自立支援体制の構築・強化	1 団体あたり年間上限 1,000 万円
②児童養護施設と NPO 等の外部団体による 継続的な支援基盤の構築・強化	1 団体あたり年間上限 1,000 万円

※1 団体当たり年間 1,000 万円の助成金を上限としますが、1,000 万円規模の事業の計画・実施を求めるものではありません。事業内容・規模に応じて必要な金額で申請ください。

- ④資金使途： 事業実施に必要な経費（施設等の整備にかかる経費、人件費等の間接経費、児童養護施設と NPO 間の委託費、活動にかかる実費等も含みます）
また、退所後の若者との継続的な支援の一環として、必要な生活支援や緊急対応等に係る経費についても、事業目的との関連性が認められる場合は対象となります。

(4) 助成対象の事業期間

助成契約締結から 2030 年 3 月末まで（約 3 年間）

※3 か年の継続助成を基本としますが、2、3 年目の支給は活動状況等を勘案して決定します。

(5) 助成についてのご留意事項

- ・ 審査の過程で追加の書類提出や団体事務所への訪問、電話やメール、オンライン面談等によるヒアリングの依頼をすることがございます。
- ・ 助成金は、年 1 回支給いたします。2 年目以降の助成金支給は、別途合意する目標に対する達成状況を鑑み支給の有無を当財団にて判断します。後記 8. 助成金の交付をご参照ください。
- ・ 採否の結果にかかわらず、応募資料は返却いたしません。
- ・ 事業が途中で中止された場合や、助成金に余剰が発生した場合、助成金の使途に不明瞭な点や不適切な点がある場合、報告書提出など助成契約書に定める義務が履行されない場合、すでに支払われた助成金の返還を求める場合があります。

- ・ 審査状況や採否の理由について、お問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。
- ・ 採択された事業について、インパクト評価や事業評価等の協力をお願いする場合がございます。
- ・ 応募資料に関する個人情報の取り扱いに関しましては、当財団の「個人情報保護規程」に準じます。

3. 応募団体の要件

助成の応募は、1 団体（法人）につき 1 件とします。

複数回申請があった場合、最初に申請があったもののみを受け付けます。

(1) 対象となる団体

- ・ 児童養護施設を運営する社会福祉法人等
- ・ 児童養護施設と継続的な連携実績を有する NPO 法人、一般法人（非営利型に限る）、公益法人、社会福祉法人等の非営利団体

※申請主体は法人とします。

※施設単位での事業実施、複数団体の連携を前提とした申請も可能です。

4. 募集等の日程

(1) 申請受付期間

本募集要項公開日～11 月 20 日（金）17:00 まで ※当財団ホームページを確認ください。

上記期間中に、オンラインによる説明会（応募を検討される団体向け）の実施を予定しています。

(2) 選考結果の通知等（予定）

書類選考結果通知：2026 年 12 月下旬

助成先結果通知：2027 年 3 月中旬

5. 応募方法

(1) メールにて提出

手順 1 当財団ホームページへアクセスの上、「助成申請書」をダウンロードしてください。

手順 2 助成申請書への入力及び下記 6. の添付ファイルを準備してください。

※手書きの場合は印刷後に PDF 等のデータに変換してください。

手順 3 下記の要領でメールをお送りください。

件名 2026 年度 「子どもの未来助成事業」 申請の件 貴法人名

本文 貴法人名

連絡先電話番号

ご担当者名

添付ファイル 助成申請書及び必要書類

【メール送信先 info@smbcgroup-foundation.jp】

6. 必要書類

必須	・ 助成申請書 ・ 定款 ・ 法人の登記簿謄本（申請日から 6 か月以内に発行されたもの） ・ 直近 3 期分の事業報告書ならびに計算書類等（財務諸表） ※損益計算書(P/L)だけでなく貸借対照表(B/S)も必ずご提出ください ・ 当期の事業計画書ならびに収支予算書（収入及び支出の記載のある資料）
必要に応じて 提出を依頼	・ 申請事業の費用の根拠となる書面（見積書、カタログ、図面等）

7. 選考方法

選考委員会において、審査し、その答申に基づいて理事会で選定いたします。

8. 助成金の交付

助成金は、採択団体が指定する銀行口座へ振込む方法により交付します。振込先は団体名義の口座に限ります。

9. 助成対象団体の義務について

- (1) 事業に関する収支報告書の提出（事業の終了後 2 か月以内）
- (2) 事業に関する報告書の提出（事業の終了後 2 か月以内）
- (3) 1 年目と 2 年目終了後の進捗報告（2028 年 4 月頃および 2029 年 4 月頃）
- (4) 助成の公表に関する許諾

助成先や助成金額を含む概要、実績報告について、当財団のホームページで公表することの許諾

10. 事務局

本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

【お問合せ先】公益財団法人 SMBC グループ財団 事務局

住所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号

TEL 090-5987-0565

E-Mail info@smbcgroup-foundation.jp

URL <https://www.smbcgroup-foundation.jp/>